

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年9月15日（火）午前8時54分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	阿多 己清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山田 龍治 君	委員	仮屋 国治 君
議員	植山 利博 君	委員	前川原 正人 君
議員	宮内 博 君		

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	田島 博文 君	建設部長	猿渡 千弘 君
まちづくり調整監	池水 清人 君	林務水産課長	中馬 聡 君
耕地課長	塩屋 一成 君	建設政策課長	川路 和幸 君
建設施設管理課長	園畑 精一 君	都市計画課長	三島 由起博 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	林務水産課課長補佐	大坪 伸章 君
建築住宅課課長補佐	柰田 信幸 君	林務水産課主幹	山本 秀一 君
耕地課主幹	森 裕之 君	耕地課主幹	谷口 誠一 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設施設管理課主幹	鶴園 裕之 君
都市計画課主幹	肥後 克典 君	建設施設管理課道路管理G長	尾辻 善尋 君
林務水産課林務水産Gサブリーダー	清藤 明夫 君	建設政策課政策Gサブリーダー	豊田 理津子 君
建築住宅課住宅G主査	潤 圭太 君		

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

鐘突自治会会長	荒瀬 伸一 君	鐘突自治会副会長	家村 伸一 君
---------	---------	----------	---------

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第59号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第63号 市道路線の廃止について

陳情第2号 無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時54分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月8日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここで、しばらく休憩いたします。(現地調査)

「休 憩 午前 8時54分」

「再 開 午前 9時44分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 陳情第2号 無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第2号、無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情についてを審査いたします。陳情内容の説明を求めます。

○陳述人（家村伸一君）

家村と申します。この陳情をさせていただいたのは、今年の梅雨前からの大雨、そこで、皆さんが現地で確認していただいたあの里道を通って濁流が流れてきて、それがあのバイパスの真正面に来るのではなくて横に流れて行って、横の住宅のほうにも大変な泥水の被害が、あるいは小さな土石流ですね、それが流れて、国分高校周りの用水路も詰まったような状態で道路にあふれてきたような事実がありましたので、これはいけないなという話を会長とか地区の皆さんとして、何とか調べてみようとして情報収集に走ったわけです。その情報収集の中で、土地の持ち主である建設会社の土地があるのですけれど、その社長さんも、私のおやじが市役所に勤めているときにいろいろな形で話をされていたので、私の自宅のほうにいらっしゃって、市役所と何とかできないかという話をされて、私は初めてそこでいろいろな情報、上の城山団地の開発とかいろいろな情報を頂きまして、それではいけないなということで全体的な構想をまとめてみたら、上の開発それから土石を止める堤、そういう準備がなされていないのではないかという意思のもとで現地も確認しました。

そして皆さん、伊勢神社の横の広場も見られたと思うのですけれども、あれの横の広場の上の土手まで、もう石が来ているのです。だから、伊勢神社の宮司さんも個人的にその開発業者と話をしたということもお伺いしました。二、三回話をしたのだけれども話にならないという結論で、我々はあの地区は伊勢神社の氏子が全てです。全てが伊勢神社の氏子です。周りの方もそれから遠い方も伊勢神社の世話になっている方もいっぱいいる。だから土石流が流れてきて、まず一発目に神社がやられるだろうなという思いの中で、これだったら大変なことになるということで何とかしてほしいなということで、市議会に要請書を出させていただいた形であります。具体的にどこの所有者、それからどこのどういう工事をしている、そういう形は素人ですから分かりません。でも、雨が降る度に道路に土石流が流れてきて、今、安田建設（４ページに確認あり）さんがあの堤を置いて横に流れるような形をされているけれども、あれで本当にいいのかなど。石が小さなやつはいいです。人より大きいような石が流れてきたときには道路にはみ出すし、今、第一工業大学の横のバイパスと繋がろうとしていますよね。あそこが繋がったとすれば、車の量は一段と増えると思うのです。その危険性とそれからその里道の出口から我々の自宅、私の自宅は２軒目なのですが、それから高校の自転車小屋につながる斜めの下りの道路、あそこまで来たら大変なことになるだろうなという予想の下で、今回の陳情書を出させていただきました。ちょっとあやふやですがけれども、以上です。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

現地を見させていただいて、大変な状況だなというのは分かりました。今、側溝も大分埋まっているようです。自治会の方々というんですか。どのぐらいの世帯数があるものですか。

○陳述人（家村伸一君）

約50世帯の方が、鐘突自治会として1班から4班まで国分高校の周りに住んでいらっしゃいます。

○委員（池田 守君）

側溝が埋まって、土砂が流れてきているということですがけれども、今までも被害が出ているということなのですが、今まで行政に対して、どのような申請をして、どのような手立てをしてもなかったか教えてください。

○陳述人（家村伸一君）

具体的な行動はなくて、今まで組織的な陳情はされていなかったのではないかと思います。何か水が流れてきたり、土が流れてきたりしたときに、エリアの、この鐘突地区の市役所のOBの方とか、そのつてを伝って、土木課とか、その他の組織のほうに何とかしてくれという行動をされていたのではないかと思います。組織的に陳情書を出すとか、そういう形は今回が初めてです。それで、それをやったのは、今年の梅雨の水の噴き出しとか、泥水の噴き出しとかが余りにもひどかったので、それで出させていただいたようなことです。

○委員（池田綱雄君）

この陳情の内容の3番目、里道の復旧復元を図っていただきたい。とあるのですが、今日見させていただいて、今はとても通れる状態ではありません。以前、開発前は、ここを利用されていたのかどうか、お尋ねします。

○陳述人（家村伸一君）

具体的に申し上げますと、あの道路沿いの山林を淵脇建設の社長が買われて、今、所有者になっておられますけれど、その上のほうの段のほうには、私のおやじの名義、それから親戚の名義とか、こういう土地があります。そこに木を植えたり、昔は、今はしませんけれど薪を取り出ししたりしているような形で、里道を利用して動いていたわけです。私も正直申し上げて、住居は、三、四年前まで都城に住んでいましたので、おやじの具合が悪くなって、国分の実家に帰ってきたんです。子供の頃は、あの里道を通して自分のうちの山に行くとか、裏道を通して城山公園のほうに、裏道に出られる里道がありましたので、そこを通っていたのですが、三、四前にこちらに帰ってきて、土石流の問題とか、いろいろな形で途中までしか行けなくなっているような状態でした。それ以上、体力的に持たないので、全て山を歩いて状況を調べるとか、そういうことをやっておりますが、目の前の道路へのあの噴出口の泥水、石ころ、これをなんとかしたいなあという形で動いていたわけです。

○陳述人（荒瀬伸一君）

今、土砂崩れということでお話してはいますけれども、実を言うと、私、家村さんの所とは一番離れた所に住んでおります。直接的には影響はないですけど、実際に見ていて、うちの近くに龍王川かな、あれは。地元の方は、平溝とか言っておられるみたいですけど、そこに土砂が流れ込んで、石ころが溜まっています。この前確認したところでは、土砂が旭会館の近くまでいっています。その下のほうはちょっと流れが速いから流れているみたいですけど、今でも石ころが溜まっていますので、それが途中で平溝から分かれる所に土砂が流れ込んでいます、何箇所かは。そういう状況がありますので、あそこを止めてもらわないと。安田建設（本ページに確認あり）の方が言われたみたいですけど、あそこで止めているのだけれども、上が止まらないことには流れてくるたびに掃除をしないといけないということになりますので。私は近くをよく散歩をするのですけれど、去年まではちょっと雨が降って道路に出てきて、それを二、三日後に道路の掃除をされていました。今年に入ってから入口だけ土のうを積まれて、ちょっと小さいやつを。だけど、あのときは大きくなって、現状はああなっています。あそこを通るときに、歩道が2mくらいあるのかな、人が一人通れるくらいしかないわけです。その辺りも、どうにかしてほしいなと思います。土砂が道路に流れてこなくしてもらえるかということをお願いして、今回の陳情になっておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（池田綱雄君）

私の聴き間違いかもしれませんが、安田建設というのが、二、三回出てきました。安田建設工業

ですか。

○陳述人（荒瀬伸一君）

道路の管理を市から任されているというふう聞いております。道路に出てきたから安田建設工業かな、がすることになっているらしいです。

○委員（池田綱雄君）

ということは、上の開発を例えば下請けとか、そういうことを安田建設工業さんがやっているということではないわけですね。はい、了解。

○委員（松元 深君）

市道を横切る暗渠を通過して出た所から泥や水が噴き出したと聞いています。それで、集落の道路までずっと泥が詰まったと。そこは安田建設工業にお願いして除去されたのかお伺いします。

○陳述人（家村伸一君）

実際は、最初にあの道路に泥水があふれたのは6月25日ぐらいだったと思うんですけども、道路にあふれてきまして、それが夜中の2時、3時くらいだったと聞いております。その時間は寝ていますので、安田建設工業さんが処理に来られて機械を出して、ガーガーという音を聞いて、近所の人が何人か見に行き、その事実を認識したということが最初です。その後は、何回かその建設会社の方が掃除に来られていて、我々から見ればどこが誰に頼んだのだろうという不思議な感じであったのだけど、市役所から安田建設工業の責任であそこのエリアをやっているという話をお伺いしまして、それで納得したような状況です。だから、山の上のほうの城山団地のほうの作業のあそことは全然関係ないという形で分かりました。

○委員（松元 深君）

あと一点確認をしたいんですが、あの側溝の先には水田等がまだあるのかなと思うんですが、そこまで流出したという確認は、私も見ていないものですからお伺いしたいのですが、確認はされていないでしょうか。

○陳述人（荒瀬伸一君）

6月27日でしたか、市道をわたって噴き出したときの写真を残しております。それと、国分高校の横を歩いて行って、高校の前のほうで用水路に流れ込んでおります。それから下のほうもちょっと土砂が流れ込んでおります。

○委員（宮田竜二君）

今日、市道国分～銅田線の歩道の所に土のうが置いてあって、処理がされていたのですが、あそこの歩道は国分小学校の通学路になっていないでしょうか。教えてください。

○陳述人（家村伸一君）

小学校の通学路にしているかどうかは、我々住民のほうではなかなか確認できませんので、それはないと思いますし、子供さんが通るのはまだ1回も見たことはありません。国分高校のクラブの一環で、いわゆるランニング、それであの周りを通っていらっしゃるのは確認しております。

○委員（川窪幸治君）

もう一つ、関連なんですけれど、小学校、高校とあるわけなんですけれど、その学校で危険区域というような所が調べてあったりするんですけれど、あの斜面とかあの辺りが危険区域に入ったりとか、指定されているようなことはないですか。

○陳述人（家村伸一君）

詳しくは分かりませんが、看板で二、三か所に、ここは危険区域であるという表示だけはしてあります。それは何年前からか分かりませんが、大分昔から市役所のほうで設定されたのではないかと思っております。

○委員（池田綱雄君）

今回、鐘突自治会のほうで、恐らく霧島市にも霧島市議会にも、こういう陳情を出されたわけですが、今まで自治会として、この開発事業者と何らかの協議をされたことはありませんか。

○陳述人（家村伸一君）

先ほど申し上げましたように、伊勢神社の宮司さんが二、三回話をしたというのは聞いておりますが、それ以外は、先ほど出ました山の一部の所有者である淵脇建設の社長さんが、いわゆる交渉をした。うまくは行っていませんけれど、それを二、三回やったという話を聞いて、それ以外は、我々としては、行動として接触はしていません。どういう業者で、どういう工事をしているのかというのを、具体的に我々は認識してなくて、とりあえず住民としては、道路を越えて我々の住居に土石が来ないような形を何とかしてほしいなという動きでしていますので、相手側の工事の誰とどう交渉するとか、そういう形は最初から意識していませんでした。

○委員（厚地 覺君）

これは、いつ頃から開発に入っているわけですか。そしてまた、開発に関する道路としては、城山団地を通過して市道を通って入っているんですか。

○陳述人（家村伸一君）

それは山林行政の中で、いわゆる霧島市役所とか鹿児島県が絡むかどうか知りませんが、そういう形であって、その情報が我々住民に来るということはありませんので、それは我々は認知していません。

○委員外議員（宮内 博君）

土砂流出などがあって、大変御心配をなされて、今回、陳情書を提出いただいているということなんですけれども、私は日本共産党市議団であります。城山団地のちょうど入口の所に市議団の事務所を持っているんです。それで、ちょうどその事務所から見える所で、ユンボが盛んに動いておりましたので、6月10日に現地に行きました。それで、代表者の方が駆けつけてこられて話をしましたけれども、現在、城山団地の隣接する所が大規模に造成されているんですよ。今後、そこをシラス採り場にしたいと。それで森林の伐採許可はもう取っているというふうにおっしゃっていました。ですから、6月10日に、そういう話をして、今、お話を聞いたのは6月の中旬頃だというこ

とでありましたので、それから後ですよね。当日、市役所の担当課長の方たちにもおいでいただいて、直接、お話をしたところでしたけれど、それから後、そういう災害が起こっているということでお聴きをしたところです。ですから、この開発をどういうふうに、これから先、きちんと災害対策をして調整池などを造って、下流に影響が及ばないような形でやらせるかどうかというのが、行政の大きな仕事だろうという思いますので、今日、お話をお聴きしたのは、後ほど行政の方にもおいでいただいて意見交換をするということになっていきますから、そこで、私どもも要請をしたいと思えますけれど、そういう計画があるということだけは、ぜひ住民の皆さんに知っていただきたいと思ひまして、あえて発言をさせていただきました。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、陳情第2号についての陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時05分」

「再開 午前10時08分」

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、陳情第2号を審査いたします。陳情第2号に対する執行部の見解の説明をお願いします。

○建設部長（猿渡千弘君）

陳情第2号、無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について、御説明申し上げます。本開発は、国分上小川地区、城山団地南側に隣接する山林を、所有者が伐採、造成を行っているものです。通常、一定規模以上の開発については、その目的や規模等に応じて、霧島市土地利用対策要綱に基づく土地利用協議や森林法に基づく林地開発等の申請・許可等が必要になりますが、当該開発については、法に基づく開発行為に該当しない範囲で行われているものです。詳細につきましては、各担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

当該開発については、平成31年1月頃から始まったようです。その後、同年に所有者から林務水産課に伐採届が提出され、その後現在に至るまで、伐採及び造成が行われてきました。この間、霧島市土地利用協議の指導や県が承認権限を持つ林地開発の届出の要否確認を行ってきました。しかしながら、本市の土地利用協議については法的拘束力がないことのほか、所有者は、今のところ開発の目的は決まっていないと主張し、予算や経費の兼ね合いがあるとのことで、現在まで提出されていません。また、林地開発について、県と協議したところ、伐採届が出された時点で伐採箇所の一部が、天然下種更新とされているため、一体性がなく、林地開発の対象面積である1haを超えていないことから林地開発に該当しないと県は判断しています。このため、現時点で当該開発行為を

差し止めする法的手段はないところです。市の対応としましては、本年5月16日に市道へ土砂が流入したことから、防災対策の実施、市道への土砂流出防止及び清掃等や、里道の保全、林地開発の許可等について所有者に指導書を通知したところです。また、市道への土砂流入防止につきましては、大型土嚢を市道と里道の間に設置して対応しており、これまでに土砂が流入した際には、土砂撤去作業を行っています。なお、隣接する山林間の境界については、市の所有する山林ではないため、所有者間の協議になります。

○林務水産課長（中馬 聡君）

山林としての環境保全に関しては、伐採後の造林方法が天然下種更新で届け出ている山林については、5年後において的確な更新がなされていない場合、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施することとなっていますので、再造林が確実に実施されるよう注視してまいります。

○耕地課長（塩屋一成君）

里道の復元に関しては、該当箇所の上道について、近年は人の通行がほとんどない状況であり、原形は恐らくなかったものと考えています。また、該当箇所は山の沢部分に当たるため、雨天時は北側から雨水が流入する状況であることから、雨水により削られた可能性はあります。里道の復旧復元を行うには、里道の位置を特定する必要があり、これには測量が不可欠となり多大な経費が掛かります。しかし、今の状況が続くと下流域の住宅や神社に災害を及ぼすおそれもあることから、里道の復旧が効果的かどうかも含め、災害防止のための対策を検討してまいります。最後に、市としましては引き続き現場の状況を注視しながら、関係機関と協議を行い、今後の対応策について検討してまいります。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

先ほど、陳情者の方が、その土砂が落ちてくるようになったのが6月25日というようなことを言われておりました。先ほど、宮内議員から6月の頭に工事が始まったのではないかというようなことがあったんですが、市役所として、その現場のほうで、泥水が落ちてきたりとか、石が落ちてきたりとか、実際に分かったのはいつ頃ですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

5月16日に夜中であつたんですけれど、土砂が流出しまして、それから6月2日に梅雨前に大型土のうを設置した経緯がございます。

○委員（川窪幸治君）

先ほど、陳情者に聴いて、はっきり分からなかったのですが、あそこに小学校と高校があります。学校には危険箇所というのがあるんですが、あそこは、その学校の危険箇所の指定に入っていないのか、そこをお知らせください。

○まちづくり調整監（池水清人君）



市道沿いに立っておりました土石流危険渓流の看板のことに対してでしょうか。土石流危険渓流としての下の保全対象というものの中には学校関係は入っていないところです。ただ、土砂災害警戒区域、平成13年にできました土砂災害防止法に基づいて指定されている区域、これは法律に基づく区域です。その警戒区域については、平成17年に指定されております。そのエリアには、国分高校が入っております。

○委員（厚地 覺君）

この箇所は1 ha以下で法的拘束力がなくて、開発行為を差し止めする法的手段はないということですが、市は、このままで、ただ指導を行っていくつもりか、それとも放置するつもりか、その辺はどうなんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

これまでも本件についての対応策については、関係課と庁内でも連携をしまして対応策についていろいろ検討してきたところでございます。また、当然、法に関わる開発行為につきましては、県のほうが、そういった許可権限を持っておりますので、県とも、そういった情報も提供しながら、今後も引き続き対応策について検討してまいりたいと考えております。

○委員（松元 深君）

関連ですが、1 haを超えていないから林地開発に該当しないとあるのですが、この地図でいくと、1万779.43㎡になるんですが、そこらを確認して、県と協議をされなかったのか、お伺いします。

○林務水産課長（中馬 聡君）

先ほど、三島課長も申しあげましたけれど、実際は、伐採届け上は1 haを超えているのですが、その中で天然下種更新というものも含まれておりました。宅地造成、シラス採取所を含めると1 haを下回るという形になっております。

○委員（松元 深君）

今後、県とぜひ協議をして、強く要請をして、県からも、その林地開発に該当しないということはおかしいのではないかとということを要請する気はあるのか伺います。

○林務水産課長（中馬 聡君）

シラス採取の申請が出た時点で、面積はかなり大きくなったということで、我々としてすぐに振興局に情報は伝えております。それと本庁のほうにも1回話は伝えたところでございます。

○委員（松元 深君）

もっと強く要請をお願いしたいところです。それと、隣接する山林間の境界に、市の所有する山林でないところがあるのですが、この開発地の中に里道が今も入っていると思うんですが、そこらの関連はどうなんでしょう。里道を壊しながら開発を進めているのではないかと思うんですが、そこらに対しての指導はできないのでしょうか。

○耕地課長（塩屋一成君）

開発地のちょうど真ん中辺りに里道が入っております。ここの部分については、一部はもともと

以前から、このような状況の所があります。それと、山の所を削った所もというか、木を切られた所もあるんですけども、もともとの現況が分からないというか、測量をしないとどこに入っているかというのが分からないものですから、その辺を測量するのかというところから始めないといけないという状況です。

○委員（松元 深君）

そこは分かるのですが、明らかに里道が入っているわけですから、そこらへの指導とか協議はできないのか。里道は結局、開発すれば、多分、開発業者は全く里道と関係ないような状態になってしまうのかなと思うんです。里道に関しての市の権限があると思うのですが、そこらはどうなんでしょう。

○耕地課長（塩屋一成君）

実際、里道が、この団地の真ん中もですけども、城山に登る団地側にも1本入っているところでございます。ですので、指導をするに当たっては、まず測量して位置を決めないと対応が難しいのではないかと考えているんですけども、場所的にも幅的にも結構狭い状況でありますので、測量自体ができるかというのも、今、検討しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

都市計画課長の説明の中で、本年5月16日に市道へ土砂が流入したことから、里道の保全、林地開発の許可等について、所有者に指導書を通知したとおりますよね。通知してから、開発者から何かあったわけですか。それともそのままですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

5月29日付けで、市のほうから関係課の連名で、先方に指導書を通知しております。それに対しまして6月9日付けの受付で、先方から意見書という形で、意見書を頂いております。

○委員（池田綱雄君）

その内容はどんなものですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

まず、市道が冠水した原因が、全面的に当該地に原因があるという指導については、当該地は土地を取得する前から土石流危険溪流に指定された区域であるということ。それから、それは城山公園から当該地に雨水が流れてくる。それと里道が整備もされていない状況で、通常、人が通行できるような状態ではなく、公園からの雨水が里道を伝って当該地に流れてくる。その責任が全て、所有者にあるような指導については承服できないというような意見書を頂いております。また、御本人も霧島市民であって、市との紛争は望んでいないと。城山公園からの雨水処理について、お互い協議していくということであれば歓迎したいというような趣旨の意見書を頂いております。

○委員（池田綱雄君）

もう一点は、土砂が流入した際には、土砂撤去作業をしていると。市がやっているように書いてあるのですが、この際、開発業者にもこういう撤去作業をというようなことで連絡はしなかったの

か、したのかお尋ねいたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

お答えしました指導書におきまして、先般の5月15日から16日にかけての降雨によりまして、当該地からと想定されます土砂が、市道国分～銅田線のほうに流入しまして、そのことについても指導書の中で、土砂の撤去についてや清掃についての指導を行ったところでございます。

○委員（池田綱雄君）

やはり、原因は開発による土砂流入だと思いますよ。開発がなければ、砂とかそういうのは恐らく流れてこないと思います。だから、開発業者にも土砂の撤去を私はさせるべきだと。その前に聴きたかったのですが、この開発業者と市のどこの課でもいいですけど、話をされたことがあるんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

この開発の面積がある程度広がった段階で、先方ともお話をさせていただいております。現場で関係課と立会いのもと、土地利用協議の必要性であったり、今後、面積が拡大することで林地開発の可能性もあるといったこともお話をしております。その後、現地で立ち会う折に、その都度、そういう土地利用協議については、先方に対して要請をしているところでございます。また、私のほうからも、御本人も土地利用協議の対応であったり、また、地元の方々が心配されておられるということで、防災対策について事業者の責任として対応していただきたいということをお願いしております。

○委員（池田 守君）

今までの説明を聞いていますと、強制的な指導がなかなかできないというようなことですが、ただ、現実的に、この開発が始まってから土砂の流出が続いてると。大雨が降るたびに流出してくるということで、住民の人たちは非常に不安を覚えているわけですね。それに対して、先ほど、そういった土砂防止対策をとるように話はしてありますということですが、行政として強力な指導はできないのか、そういう手段はないんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

先ほどの説明でも説明させていただいたとおり、市の土地利用協議については土地対策要綱ということで、法的なものを根拠とするものでないものですから、行政指導の範ちゅうでの指導を続けております。例えば、先ほどちょっとお話しました林地開発については、森林法に基づく開発行為になりますので、そういった法に基づいた指導ができるんですが、現在のところ、法的なそういう強制力を持った指導ができかねている状況でございます。

○委員（池田 守君）

ということは、そういった指導ができない中で、これが続くということに対して、市としてどう対応していかれますか。

○農林水産部長（田島博文君）

委員が懸念されていることは十分理解もできますし、我々も、このまま傍観という形ではなくて、市のほうで雇用している弁護士等も入れながら、各課が対応して、相手方のそれに対する対応、そういうものも逐次報告をしながら、何らかの形で法的若しくは強制力を持った形が取れないのかということで、協議はしているところなんですけど、現在のところ、相手方が法的な部分での拘束力を持つような失態といいますか、そういうものを見せてこないという中で、非常にジレンマを抱えているところなんですけれども、今後も引き続き、各課が先ほど報告をしましたように協議は続けていきますし、また県を含めた形での指導なり協議も続けていきます。その中で、再度、本人とも会うこともあろうかと思っております。何らかの形で、やはり強制力を持たせないと、言うことを聴いてくれないので、それらが何であるかというのは逐次、今のところはそこに該当する部分を見つけれないんですけれども、今後も引き続き弁護士を入れながら、協議をして報告をして検討してまいりたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

今回、法的に基づく開発行為ではないと。あるいは法的手段はないというような説明がただいまあったわけですが、そういう中で、今回の陳情書、同じものが恐らく霧島市にも来ていると思うんですが、この陳情の内容の1番目、当該開発事業者に対し、開発工事の差し止めを要望しているんですが、これは、法的なものがない中で、差し止めとか、そういうものが可能かどうかお尋ねいたします。

○都市計画課長（三島由起博君）

委員お尋ねの開発工事の差し止めになりますけれども、当然、内容はともかくとして、事業活動の一環として、所有地を開発している状況でございますので、それに対して法的な根拠もなく、それを差し止めするということはできないというふうに考えております。

○委員（川窪幸治君）

今の池田綱雄委員の関連なんですけれど、その差し止めの後に環境保全の対策ということが書いてあるんですけれど、環境保全という面からは、その検討はされていけるということですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

環境保全に関しては、伐採後の造林方法が天然更新という届出でありますので、その山林につきましては、5年後において的確な更新がなされない場合は、2年以内に天然更新の補助作業及び植栽をしていただくという形になります。これは天然下種更新以外の宅地造成の申請においても同じでございます。

○委員（川窪幸治君）

口述書にも、5年後において的確な更新がなされない場合は、その後2年ということが書かれているんですけれど、あそこに住まれている住民であったり、あそこに通われる高校の人たち、また、大きな工場もありますので、多くの市民があそこの市道を使って通われていらっしゃると思いますので、そこは県なりに言って、その開発業者への指導も大切ですけど、あそこが危険区域に指定され

ているというのもあるでしょうし、学校、住民、あそこを使われる市民の人たちのために、何かしら考えていかないといけないと思うんですけども、その辺は進めていかれるつもりがあるのでしょうか。

○都市計画課長（三島由起博君）

委員おっしゃいましたとおり、これまでも当然、庁内でも情報共有会議等で、お互い連携しながら解決策についていろいろ議論してきた経緯もございます。また、県に対しましても関係の部署と情報を提供しながら、また、助言を頂きながら対応策を検討してるところでございますので、当然、今の状況は何とか解決に至りたいとこちらも考えているところですので、県も含めまして連携を取りながら、解決策を検討していきたいと考えております。

○農林水産部長（田島博文君）

誤解のないように、先ほど、林務水産課長が説明しましたことに対して補足を致します。もちろん御理解いただいていると思うんですが、5年というのは、伐採後の山林を植え替える。そういうものが天然更新でなっているのです、その間に、その天然更新の基準を満たさなかったら、2年間に既定のものにするように指導するというところで、この状態を5年間放置して見守っていきますということでは決してございませんので、そこだけ補足をさせていただきたいと思います。

○委員（宮田竜二君）

6月の雨で、実際に土砂の流出、流入があったんですけども、今の状況から考えて、ちょうど台風があるかもしれないですけど、そういう台風のときの大雨とかがあった場合、今の土のうの状態だけでいいのか、見解をお願いします。

○建設部長（猿渡千弘君）

これまで市道のほうに土砂流出があった所の状況を確認しまして、土のうを設置したわけですけども、今言ったように、確かに土砂の流出量がどのくらいかというところもございまして、土のうの高さにつきましては、ある程度現地を見て、ある程度溜まった部分を取るという形になるので、余りにも上げてしまうと、太陽光があったと思うんですけども、ああいう所にもちょっと影響が出てくるので、やはりある程度溜めたらすぐ撤去するという形で、2回ほど、流れ出したときには現地に入って、土砂除去をしながら対応しているところでございます。ですので、我々としてもかなり被害をこうむっているところもございまして、先ほどから答弁していますけれども、庁内、県も含めまして、情報を流しながら、何かないかということで議論はしているところなんですけれども、ちょっと今手立てがないところで、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

先ほど部長が、5年後、2年後うんぬんと言われたけれど、これは当初から伐採届が出た時点で確約書なるものを取っているのかどうか。5年後、7年後となれば、みなさんほとんどいないですよ。その辺はどうなんですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

確約書というか伐採届けの中で、ちゃんと更新がなされなかったら、また植えつけますというような形で、申請書の中で届けていただいているという状況でございます。

○委員（松元 深君）

開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情なのですが、この開発行為の差し止めは今のところ大変難しいような話ですが、災害防止に対して、その開発業者に何らかの手立てを、強制はできないと思いますが、お願いなどというのはできないものですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、5月9日付けで所有者に対して送りました指導書の中にも、梅雨前であったことや台風時期を迎えるに当たりまして、土砂流出を防止する防災対策について指導という内容で指導書を送った経緯がございます。

○委員（松元 深君）

指導書は送られているんだけど、その災害防止を実際されていないんじゃないかなと。だから、こういうことが起こってきていると思うんですが、そこに対して、再三、協議を進めないと、下に土のうをいくら積んでも、ずっと同じことの繰り返しですので、土砂流出に対しての手立てを取ってもらうようなことを強く求めないといけないと思うんですが、そこらに対してはどうお考えですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

委員おっしゃりますとおり、当然、土砂流出防止に対しては、原因がそこにあれば、対策を講じていただく必要がありまして、こちらのほうも本人にも山肌がむき出しになって侵食を受けて、それが土砂流出につながっているというようなことで御説明申し上げて、それに対する対策を講じてくださいというようなことも、直接お話をさせていただいております。今後もそういった土砂流出については、御本人さんに指導する必要があると考えております。

○委員（阿多己清君）

今、指導書を出し、意見書をもらって、意見書の中にも、私どものほうの土地は関係ないんだという主張をされているのかなと思うんですけれども、いつまでたっても聞いてもらえない状況ではないのかなという懸念があるんですけれども、そこらの少しでも前に進んでくれるような動きを感じているのかどうか、そこらを聴かせてください。

○都市計画課長（三島由起博君）

御本人さんと話をする中で、当初からそういう開発に伴う協議が必要ですよということで話をさせていただいてるところですけれども、電話でやり取りをする際に、そういった開発に伴う設計をするために、どういった手立てがあるだろうかということもちょっとお尋ねもあつたりとか、設計事務所のほうにも見積りを依頼したりと、そういったこともなされてはいるようです。先ほどの当初の御説明にもございましたとおり、予算の兼ね合いが、事業計画等がというような話もありまして、

なかなかそこら辺りの設計関係の部分、協議の関係の部分がちょっと進んでいないところがございます。今後、事業計画的なものはっきり見えてきた場合には、開発も取るようなこともおっしゃってはいますので、そういった部分でこちらも協議できる部分は協議をしっかりとしてまいりたいと考えております。

○委員外議員（仮屋国治君）

流出した土砂は、この開発業者の所有地から流れ出たものと考えていいのかどうかお示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

従前のこの開発、伐採等が始まる前は、こういった頻繁に、大雨が降るたびに土砂が流出していない状況でございます。ですので、やはりこういった山林を改変することで、先ほどちょっと話しましたように山肌が露出して、土質がシラスに似たような土質ですので、雨に弱いというような性質を持ってございます。ですので、表面が雨によって流されることで、ほぼ、こちらの当該地からの土砂流出ではないかというふうには推察されますけれども、その全てが、こちらのほうからの流出かどうかというのはちょっと特定できないところでございます。

○委員外議員（仮屋国治君）

自然災害で自分の土地が崩壊して、隣地に落ちた場合には、その所有者の責任というのが世の中の当たり前だと思うんです。そう思ったときに、意見書の中で、うちの開発だけではなくて、城山からの雨水がどうのこうのというのは通らないのではないかなという気がするんですけれども、そういう意味においては、私は、この間に、市が、行政が負担したお金、相当なものがあると思っています。徹夜で土砂の排出を行ったりとか、土のうを積んだりとか、里道を損壊されたりとか、そういうものは、全てここの土地から起因しているものだと思うんですけれども、こういうものに関して法的拘束力がなければ、損害賠償という手段も考えていってはどうかと思うわけですが、その辺についての見解をお示してください。

○建設部長（猿渡千弘君）

先ほど、庁内会議、情報共有会議を行っているということですので、当然、私ども先ほども言いましたように、土砂除去に費用を掛けておりますので、この分については何とか損害賠償とか、そういうこともできないかということも弁護士を含めて議論しています。難しい部分もあるということなんですけれど、そこら辺ももうちょっと何とかできないかということも協議していきたいと考えています。

○委員外議員（仮屋国治君）

そのようなことであれば、100%その所有地でなくても、8割でも損害賠償請求することによって打開策を切り開くしかないのではないかというふうに考えますので、この辺のところの取組を求めておきたいと思います。

○委員外議員（植山利博君）

同じようなことになるんですけども、因果関係が明確でない以上、損害賠償も求められないと思うんですね。だから、弁護士などを通じて、明確に因果関係を、責任の所在が何割どっちにあるのかというようなことも明確にしながら、きちっとした対応を求めたいと思います。それから、さらにもう一点は、今後、こういうことはありうるわけですよ。説明の中で、林地開発について県と協議したところ、伐採届けが出された時点では伐採箇所の一部が天然下種更新とされているため、一体性がなく、林地開発の対象面積1haないということですけども、結局、1haに満たないような開発を、飛び飛び、飛び飛びされているというのが実態だと思うんです。だから、こういうものを、例えば市独自の環境であるとか、防災であるとか、景観であるとか、そういう観点から強制力のある条例整備を今後はする必要があると思いますが、そういう検討をされる気はないですか。例えば、タバコのポイ捨て条例で強制力のある条例を作っている所もあるわけですから、市民の安心と安全と生命を守るために、今後はそのような条例制定をする必要があると思うんですけど、いかがですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

この開発にも、その面積、開発に掛からないような面積の中でやっているということでございますので、今、議員が言われましたとおり、そういうものもやはり検討しなければならないのかなと考えています。

○委員外議員（宮内 博君）

この案件は、行政側もかなり頭を悩ませている問題だと思うんです。私も、6月10日にその責任者という方と話をしました。三島課長にもおいでいただいて一緒に話を聴いていただいたところありますが、かなりその計画的に1万㎡を超えないためにどうするのかということで、彼らなりに工夫をしているということ、本当に感じました。それで、いわゆる市の要綱等は、これは法的な義務ではないというふうに言って、ほとんどそれを守ろうという姿勢がないと。それを守るということになると、こっちも経費を掛けなければいけませんからねということをおっしゃっていただきました。がゆえに、先ほど植山議員からもありました、仮屋議員からもありましたように損害賠償の請求をきちっとやる。そして、それに必要な条例の整備等やって、市として、こういう業者に対して、市民の安心、安全を守るための対策というのをしっかりやっつけていかなければいけないということだろうと思うんです。それでお尋ねしたいのは、その当日、その業者の方が森林伐採の許可をもう既に取得をしたというふうに言っていました。そして、これからシラス採り場にするんだというふうにおっしゃってたわけですが、先ほどの口述書の中にありますように、1万㎡を超えないと、いわゆる自然再生、下種更新というふうに書いてありますけれど、そういうものが含まれるということなんでしょうけども、一体的な開発というのは誰が見ても否定できないと思うんです。ですから、当然、調整池を整備するとか、防災を先行していく事業をやるということをやきちり指導できるような対策というのはできないのかという点で、相互の経過もあるんでしょうから、お知らせいただきたいと思います。



○林務水産課長（中馬 聡君）

林地開発の件については、県の権限でございますので、今、県のほうにも全て情報は流しているところでございますので、また今後、県と協議しながら指導してまいりたいと思います。

○委員外議員（宮内 博君）

指導の段階を過ぎているのではないかというふうに思うんですよね。ですから、こちら側から次の手を打っていくということは、いかに求められているのかということだろうと思うんです。周辺に住んでいらっしゃる住民の方々が、不安を抱えて、こういう陳情書も出さざるを得ないという状況になっていることから見ましても、そのことは言えると思うんです。これを受けて、どういうふうに行動をしていこうと考えていますか。

○農林水産部長（田島博文君）

今、委員が言われている、懸念されていることも十分理解をしているつもりでございますし、また、現地の状況も議員が言われるように、我々が見て一体的ではないのかなと思われるところもあって、我々も県のほうにお話をし、見ていただいているという経緯もございます。ただ、現状から言って、なかなか一体的という中で規制ができないというところがございます。先ほど来、出ております現状で対応ができないとすると、ではこのまま放置するのかと言うと、やはり市民の皆様方の不安というものがこういう陳情に繋がっていると思いますので、先ほど来、仮屋議員であったり、植山議員であったり、お話が出ております新たな何かできるところがないのかというものは、例えば先進地でやっていたらっしゃる所もあるのかもしれませんが、誠に申しわけないですが、現時点で調べておりませんので、ありますとも申し上げられないんですけれども、そういうものを参考にしながら、できるような対応策を、関係課を含めて協議しなければいけないのではないかと考えております。

○委員外議員（山田龍治君）

道路の市道内で、土砂が流れ込まないような、いわゆる措置をしていくという考え方はないんでしょうか。道路内の市が持っている土地の中で、とりあえず、今、住民の方々に危害が及ばないようにする措置はできないのか。私は、台風のときに避難所に行ったんですけれど、恐らく副会長さんも避難所に行っていたらっしゃったと思います。そういう危険な状態をずっと放置しているわけにはいかないのです、まずは、とりあえずできるところから、市道の範囲内で何か水が出てこないような、止められるような措置というのは考えていないのか、お示してください。

○建設部長（猿渡千弘君）

最初、土砂が流出したときには、現地も見てもらったと思うんですけれど、里道をつたって、市道のほうに流れ出して、全面的に土砂が溜まった状況であったものですから、緊急に通行止めにして除去したところです。そして、これが続くといけないということで、現場を見てもらったように、あそこを大型土のうで止めて、それから排水路がありますので、そちらのほうに持っていきまして、柵とか、そういう所で土砂を取ったり、土のうの所で取ったりということで、今、その道

路とか下流側に行かないような形では対策を取っているところでございます。

○委員外議員（山田龍治君）

今の議論の中では、新しい縛りを作るとか、そういったものというのはすごく時間が掛かると思うんです。今、住んでいる方々は、今の状態が困っていらっしゃるの、それが安心できる状態に措置せざるを得ないと思うんですよね。そのために、いろいろな有効な手段を皆さん方が考えて、まずは、その措置をして、そして法的な対応をしっかりとしていくという段階だと思うので、そちらのいわゆる住民の方々に、まず安心をちゃんと市が提供するというのを、その市の範囲内でできるような措置を検討していただきたいと思います。その後、しっかりと早急に縛りを掛けると。そして蓋をしたものはちゃんと裁判で、しっかりと対応していくという形ではないといけない。相手はいろいろなことを分かって、法の網目をくぐってきているので、そこをちゃんと理解しながら対応していただきたいと思います。

○建設部長（猿渡千弘君）

市の対応としまして、土砂除去につきましては、今対応しているのが現状としてはいっばいかなというところなんですけれども、先ほど、まちづくり調整監からもありましたように、ここが土石流溪流危険箇所になっているものですから、やはり大きな土砂流出となると、かなりの大きな砂防堰堤とかが必要になると思います。そういった面でも、今、県のほうにも、そういったところの情報も流しているところでございますので、そこに大きな砂防堰堤ができればいいのかなと。そういうふうに行って行くためにどういった検討ができるのかなという部分も含めて検討していきたいと考えています。

○委員外議員（山田龍治君）

今のところは、そういう措置のほうが現実的なのかなと思います。法律で縛っていくのは時間が掛かるので。どうやって、いわゆるその砂防堰堤がちゃんと造れるかというのが現実的だと思います。そちらは、県の方々と連携をして早めに対応していただきたいと思います。

○副委員長（久保史睦君）

数点確認をさせていただきたいと思います。まず、若干、話がフィードバックしますけれども、この伐採届けが出された時点で、このようなことが起こるということを想定されていたのかどうか、そこをまずお聴きしたいと思います。

○林務水産課長（中馬 聡君）

伐採届けの経緯について申し上げますと、昨年3月に、住民から伐採がされているのではないかと確認をしまして、伐採届けなしで伐採されていたということで、本人を呼び出して顛末書を書かせて、伐採届けを出しております。その後、指導書を出しているということでございます。その後、我々は確認していませんけれど、どういう状態であったかはちょっと確認を取っていないところでした。

○副委員長（久保史睦君）

今日、現地を見させていただきましたけれども、今に始まったことではなく、恐らく相当前からあのような状態が続いて、あのような形になっているのではないかなと思うんですけれども、例えば、国の災害対策基本法であったり、災害は今何が起こるか分からないという視点で、いろいろ法律が変わっておりますけれども、そこら辺も踏まえて、また、例えば景観法とか、いろいろな角度から法律を全て調べて、法的拘束がないということを今言っているのかどうか確認させてください。

○都市計画課長（三島由起博君）

こちらで関係課と協議する中で、想定されるそういった法的なものについていろいろ検討してまいりましたけれども、現時点において、そういった対応ができる、法的拘束力を求められるものがちょっとないというようなことでございます。

○副委員長（久保史睦君）

現段階では法的な部分はいろいろ変わっていますが、何もないということで、こちら側としては認識していいということですね。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、関係課とも協議する中では、そういった法的なものが見当たらないという状況でございます。

○副委員長（久保史睦君）

先ほどから県と協議をしているという声がありますけれども、県は直感的にしっかりと向き合っていて、今回の災害でも足を運んでくれたりとかという部分で、しっかりと向き合っていて対応はしてくださっているんですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

林地開発関係で言いますと、振興局のほうに今までの経緯等を含めた書類、あるいは本庁のほうにも、そういう処理をして、一緒に検討はしていただいたんですけれども、現場のほうにはまだ来ていただいていないところでございます。

○副委員長（久保史睦君）

振興局が来たと言ったも、県から直接来ていないというのは、県と協議した、協議したと言われますけれども、どこまでその意識があるのかなと甚だ疑問に思うところがございます。実際に、市の立ち位置として強く求めていくべきであると思うし、県、ひょっとしたら国にも要請を掛けないといけないような事態が発生するかもしれません。また、近くには、先ほど同僚委員からもありましたけれども第1次避難所というものもあります。そこにたくさんの方が避難されてくるわけですが、最後にお聴きしておきたいことは、もし、落石等、大きな土砂災害等が起こったときに、執行部の皆様方が、もし命に関わるようなことがあったら、市民の命を守るという視点から責任を取るくらいの腹積もりがありますか。

○建設部長（猿渡千弘君）

現状を確認しながら、もし、そういった危険がある場合には避難していただくということになると思います。

○農林水産部長（田島博文君）

責任をとということでございます。我々の所管する範囲内において、当然、その中でミスがあったということに関する責任ということであれば、当然、それは我々が負わなければいけないのかなというふうには考えております。

○副委員長（久保史睦君）

市民の命と財産を守るということは、本当に行政側の責任であります。若干オーバーであったかもしれないですけども、それぐらいの危機管理を思っておれば、もっともっと県に要望する態度というのは変わってくるはずであると思っておりますので、この点はしっかり対応していただきますように求めておきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

もう一点だけ質問しますが、今朝、現地を見させていただいた里道を伝わって水が流れてくるんですが、この造成地からの排水というのは、ここの1点しかないのか。あるいは何箇所かに流れているのかお尋ねします。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在の地形図等を見ますと、先ほど現地で見させていただいた里道が沢の部分にありますので、おおむねこの里道を伝って水が流れてきているのではないかとこのように考えております。当然、浸透する部分もあると思うんですけども、ある程度、地形的なものを考えますと、こちらのほうに流れてきている可能性が高いというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

何箇所かに流せるなら、1か所にまとめないように、上のほうでいろいろな側溝に流したり、そういう検討もしていただきたいなと要望しておきます。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、陳情第2号についての執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時05分」

「再 開 午前11時07分」

#### △ 議案第59号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第59号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第59号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。本条例第6条の入居者の資格等において、「60歳以上の者」の規定に、公営住宅法施行令の一部を改正する政令により、施行日前に50歳以上であった者の経過措置対象者がなくなったので、その経過措置を削除しようとするものです。また、入居率の低い特定公共賃貸住宅の入居促進を図ることを目的として、名波ハイタウン8号棟を準公営住宅として管理するため、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、建築住宅課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

議案第59号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、詳細を御説明申し上げます。まず、条文の改正です。本条例第6条第2項各号に「高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」の具体的な規定がなされており、第1号で「60歳以上の者」と規定されています。そのあとに、括弧書きで「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第357号)附則第2条の規定の経過措置により、なお従前の例によることとされた昭和31年3月31日までに生まれた者を含む。」と規定されていますが、これは、平成18年4月1日に施行された公営住宅法施行令の一部を改正する政令により、施行日前に50歳以上であった入居者資格について、経過措置を明記したものです。現時点において、昭和31年3月31日までに生まれた者は、既に60歳以上となっており、経過措置の必要がないことから、括弧書きを削除するものです。次に、別表の改正について、説明します。特定公共賃貸住宅は、公営住宅の入居対象者以外のうち、中堅所得者を入居対象とした住宅で、名波ハイタウンにおいては、4号棟と7号棟がそれぞれ30戸、8号棟が11戸、9号棟が14戸の計85戸がありますが、空き家も多く、入居に関する問合せも少ない状況です。一方、名波ハイタウンの低額所得者を入居対象とする公営住宅は、入居に関する問い合わせが多いことから、特定公共賃貸住宅の入居促進を図るため、今回条例改正し、8号棟全戸を公営住宅と同じ取扱いとなる準公営住宅に変更するものです。今後、入居基準や家賃は、公営住宅に準じて行うこととなり、低額所得者向け住宅として募集することになります。以上で、説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

中層の耐火構造3階建てが、この8号棟になるのかなと思うんですけども、あと4階建てのほうの部分もあるんですけども、ここは一緒にしないというのは、まだ入居があると。そして、この8号棟の11戸については、現在の入居状況というのはどうなっているのか、そこらをお聴かせください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まず、8号棟です。11戸ありまして、現在入っておりません。現在、空き家になったということで、今回、特定公共賃貸住宅を準公営住宅に変えたいということになります。その隣の9号棟、4階建てのほうになります。こちらの管理戸数が14戸ありまして、そのうち10戸入っております。空き家が4戸あります。10戸入っていますので、一緒にということではなくて、この1棟を準公営住宅に変えると。残りについては、今後の空き家の状況、入居状況、どんどん入っていけばその必要はありませんし、空いていくようでしたら、準公営住宅にするかどうかの判断をしなければならないと考えております。

○委員（川窪幸治君）

今後、入居基準や家賃は、公営住宅に準じて行うこととなっているんですけど、この低額所得者向けということになるようですけども、金額のほうが分かっているならば、範囲があると思うのですが、幾らから幾らぐらいと分かればお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

準公営住宅になりまして、名前は準公営住宅ということではありますが、もうほとんど公営住宅ということになります。公営住宅法で建設していないものですから、公営住宅という付け方ができずに、ほぼ公営住宅です。家賃に関しましては、今回、8号棟で床面積とかを計算しまして、2万2,700円から4万6,200円ということになります。

○委員（川窪幸治君）

私もまだ住宅にいるんですけど、多分、所得によって変わってくると思うんですけど、最近、若くて1戸建てを建てられる方がかなり多くなってきている中で、こうやって応募をされるということですので、低い所で2万2,700円ということですけども、もう少し低い所の検討もされたほうがいいかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

家賃につきましては、公営住宅法の規定に基づいて家賃を計算していくことになります。床面積とか設備がどのようになっているかで、団地によって違ったり、利便係数といって、この辺からの距離がどの程度かということもあります。築年数もありまして、今後、年数がたっていけば、この金額よりも安くなっていくということではありますが、規定以上には今のところ変えられない状況です。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第59号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時19分」

## △ 議案第63号 市道路線の廃止について

### ○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第63号、市道路線の廃止についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

### ○建設部長（猿渡千弘君）

今回、市道廃止をしようとする2路線は、廃止路線を隣接する土地所有者へ当該土地を売却するため、市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものであります。以上で説明を終わりますが、詳細については、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

### ○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第63号、市道路線の廃止について、詳細を御説明申し上げます。今回、市道廃止をしようとする路線は、市道の払下げ申請に対し、払下げを行うことを決定した2路線であります。それでは、それぞれの路線について御説明申し上げます。テクノパーク9号線について御説明申し上げます。当該路線につきましては、国分上野原テクノパーク工業団地のマイクロカット株式会社所有地（旧上野原ビジネスプラザ）の北側に位置する延長203.39mの道路であります。今般、当該企業が工場増設の計画により、当該路線の北側に接する土地を全て取得され、現社有地と一体的に利用することを目的として払下げ申請がなされたものであります。続いて、山之湯4号線について御説明申し上げます。当該路線につきましては、霧島市隼人町嘉例川地区の国道223号と県道隼人加治木線の交差点南側に位置し、県道の道路改良に伴う旧道を市道認定した延長62.66mの路線であり、当該路線に隣接する土地を取得した事業者が自己所有地と一体的に利用することを目的として払下げ申請がなされたものであります。以上で、廃止路線についての説明を終わりますが、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

### ○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

### ○委員（池田綱雄君）

2路線それぞれ延長はここに書いてあるんですが、面積はそれぞれ幾らですか。

### ○建設施設管理課長（園畑精一君）

テクノパーク9号線につきましては1,946.11㎡です。山之湯4号線につきましては308.65㎡でございます。

### ○委員（池田 守君）

今回、マイクロカット株式会社が、北も南も全面利用するというので、非常に妥当だとは思いますが、以前、国分市時代に現京セラの工場の所の市道路線を京セラに払い下げたことがあるん

です。そのときに、議会としては全会一致で承認した件なのですけれど、住民のそれを利用していた方から訴訟を起こされたというようなことがあったのですが、この土地に関して、ここを利用する人とかから、そういった懸念は全然ないですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この払下げの事前申出につきまして、周辺の関係者からは同意をもらっておりますので、心配ないと考えております。

○委員（厚地 覺君）

私有地に隣接する市道ということで、はっきり言えば、市道としての用をなさないから払い下げられると思いますが、市道の払下げの条件あるいは路線の廃止の条件というものは、どういうものがあるのですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

払下げの事前申請書が出てきまして、現地、現地の市道の特徴があると思いますけれども、利用される方が、そこに限られる方で、山之湯4号線もですが、行き止まりの道路で、その申請者しか使われないということが分かっていますので、ほかの方が利用されない、そういうものを審査と言いますか、協議しまして払下げを決めております。

○委員（厚地 覺君）

こういう路線は市内には相当あるわけですが、例えば隣接地といっても所有者が四、五人いた場合、部分的にでも払下げができるものなのかどうか。というのは、荒れ放題になって、手入れをしないものだから、隣接地の所有者が草払いなどをやっているわけです。そうなった場合に、こま切れでも、払い下げるものかどうか、その辺を伺います。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

内容を、現地とか確認しながら、所有者とか使い勝手とかあると思いますので、そういうことを勘案しながら、払下げはできると思います。できない場合もございます。

○委員（宮田竜二君）

山之湯4号線ですけれども、ここは時々、一旦停止違反の取締りでパトカーが止まっているんですけれども、今回、市道を払い下げて民有地になった場合、ここでできなくなるのかなと思っているのですが、警察のほうへの事前連絡なり、そういうものはやっているのかどうか教えてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今回の案件としましては、市道の廃止ということなんですけれども、山之湯4号線につきましては、終点側の水道施設の反対側に民有地があるんですけれども、そこの方とは会っていないということで、境界もはっきりしていないというのもありまして、今、警察が止まっている入口部分の所については、払下げは行いません。その奥の部分だけを払下げいたします。

○委員（川窪幸治君）

写真の山之湯4号線のほうの終点という所に軽自動車が写っているんですけれども、これは市の



ものになるんですか。それとも民有地のものでしょうか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

一番下の写真でよろしいでしょうか。これは民有地になります。

○委員（川窪幸治君）

これは市道のほうではなくて民有地のほうに入るので、問題にはならないという認識でいいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

車が写っている所は民有地ですので、市道とは関係ございません。

○委員（阿多己清君）

それぞれの払下げの価格というのは分かっているんですか。お示してください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

それぞれ取得処分等委員会にかけておきまして、テクノパーク9号線につきましては1㎡当たり470円、山之湯4号線につきましては700円で決定しております。

○副委員長（久保史睦君）

今、1㎡当たりの払下げ価格を聞いたんですけれど、この山之湯4号線はガードレールが付いているのではないですか。ガードレールは金額的に非常に高いんですけれど、払下げ価格は、こういう部分も考慮されるのか。それとも、これは撤去して、またどこかに付けるということがあるのか、大変初歩的な質問で申し訳ないのですけれど、どのような取扱いをされているのか教えていただきたいと思います。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

ガードレールの利用については、そこまで協議はしておりませんが、相手の利用の仕方が必要ないとなれば、私たちの資材置き場に欲しいと思っております。単価につきましては、こちらは県道、国道に近いから高かったと記憶しております。

○副委員長（久保史睦君）

霧島市内では、ガードレールの設置要望をする所が非常に多くて、単価がものすごく高い金額なんです。払下げするときに、私は、この700円というのは若干そこら辺を考慮して積算されているものかなというふうに考えていたんですけれど、ガードレールというものは、その払下げ価格の中には全く検討はされないということによろしいわけですね。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

取得処分等委員会のときの単価としましては、そのガードレールにつきましては考慮しておりません。

○委員（池田 守君）

山之湯4号線ですけれど、聞き漏らしたかもしれませんけれど、隣接する土地を取得した事業者というのは、この図面ではどちらになるんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

前あったそうめん流しのアルプスの部分も含めて購入された方でございます。起点側の県道側に隣接する土地になります。

○委員（池田 守君）

この写真に出ている全景とか終点側に見える建物は、市の所有物ですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

写真の道路から右側に見える施設は水道施設で、隼人の嘉例川へ送る水道施設でございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第63号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時34分」

「再 開 午前11時36分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

#### △ 議案第59号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第59号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第59号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第59号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第63号 市道路線の廃止について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第63号、市道路線の廃止について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第63号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第63号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

### △ 陳情第2号 無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、陳情の処理に入ります。陳情第2号、無秩序な開発行為の差し止めと災害防止を求める陳情について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（池田 守君）

陳情第2号について、今日の陳情者の方に来ていただいて審査したわけですが、非常に重要な問題であると思います。ただ、今日の過程の中で、三つの項目があるわけですが、里道の復旧復元を図っていただきたい。これに関しても、今ほとんど使われていない中で、これを復旧復元すると相当なお金も掛かると言われましたし、また、一番目の開発行為の差し止めも現時点では難しいというようなことを言われております。この3項目をそのまま採決するというのは非常に難しいのではないかと思います。その一つの手段として、今回は採決しない方向でお願いしたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時39分」

「再開 午前11時43分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。意見はありませんか。趣旨採択や一部採択の意見があれば、ここで意見を出してください。

○委員（松元 深君）

このまま、この陳情で採択を求めている1番、3番については、執行部側としては、なかなか難しいようなことを言っておりますので、継続審査をして協議をお願いしたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、陳情第2号については、継続審査とすることと決定いたしました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時45分」

「再開 午前11時46分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員長（蔵原 勇君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時47分」

以上，本委員会の概要と相違ないと認め，ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

蔵原 勇